

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 15日

京都府長 殿

提出者

住 所 滋賀県草津市若竹町7番10号  
KB21ビル5階  
氏 名 セキスイハイム近畿株式会社 京滋支店  
支店長 森井 勇二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-569-6431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京都市管轄内事業場
事業場の所在地	京都市管轄区域内
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	建物売上高 16,537百万円
③ 従業員数	154名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各現場で発生した廃棄物は分別し委託契約している収集運搬車にて運搬、下記品目ごとに委託契約している処分業者に処理委託する。 ・がれき類、ガラス陶磁器くず：再生処理業者で再生碎石として再資源化。 ・木くず、繊維くず、廃プラスチック、石膏ボード：再生処理業者で再生材や燃料材として再資源化。 ・金属くず：再生処理業者で、金属原料として再資源化。 ・混合物：中間処理業者に委託、選別し再資源化、残渣は埋立処分。 ・石綿含有物：最終処分業者で、埋立処分。 ※新築廃棄物は現場で廃棄物を10品目に分別し、一旦自社集積場に集め、広域認定運用により処理。

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※ 別紙 「産廃処理に関する管理体制」のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		別紙集計用シートのとおり
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙集計用シートのとおり
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体現場は昨年度の取組を継続。</li> <li>新築現場は主に木くずの削減に取り組む。</li> </ul>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体現場では廃棄物を10品目に分別。</li> <li>新築現場では廃棄物と利用可能な材料とに分別。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	昨年度の取り込みを継続する。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当事項が無い為、実施していません。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当事項が無い為、計画していません。			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t
(これまでに実施した取組) 該当事項が無い為、実施していません。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組) 該当事項が無い為、計画していません。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t 別紙集計用シートのとおり
(これまでに実施した取組) 該当事項が無い為、実施していません。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t 別紙集計用シートのとおり
(今後実施する予定の取組) 該当事項が無い為、計画していません。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t 別紙集計用シートのとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従い業者を選定し、書面による契約締結をした。 又、契約から4年経過した業者との契約内容を見直し、 契約更新又は委託中止を行った。</li> <li>・年間巡視計画を立て、委託している全ての運搬業者・処理委託先の巡視を行った。</li> </ul>			

【目標】	
産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
全処理委託量	t t
優良認定処理業者への 処理委託量	t t
再生利用業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
②計画 (今後実施する予定の取組) 昨年度の取組を継続。	
※事務処理欄	

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

一トシ用計書面〔集〕の理處物業廠庄

- ・下表にない種類の産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。
  - ・行が不足すれば、適宜追加してください。

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

## 産廃処理に関する管理体制

統括責任者	所属：技術統括部 職名：部長
廃棄物担当者	組織名：技術部工事課 組織人数： 7 名
役割	環境部会 ・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理責任者 ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結、委託契約書の管理・保存 ・産業廃棄物管理票の交付・管理・保存 ・監督官庁への各種届出・報告 ・法改正等の説明会等への出席とその内容の伝達 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項

## 産廃管理組織図

